

第 2 回岩出市公共下水道事業運営審議会

議事概要

1. 日 時 平成 2 5 年 8 月 2 9 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 50
2. 場 所 岩出中央公民館 第 1 会議室
3. 出席者 会長他委員 9 名、事務局 7 名
4. 議 題
 - (1) 前回議事概要の報告について
 - (2) 前回の審議会における意見の回答について
 - (3) 他都市の下水道普及促進事例について
5. 会議形式 公開
6. 傍聴者 なし
7. 議事概要
 - 司会者 開 会
 - 会 長 挨 拶
 - (1) 前回議事概要について事務局から報告
 - (2) 前回の審議会における意見の回答について (事務局から説明)
下水道管理費の見込み及び水洗化率に関する考察
 - (3) 他都市における下水道普及促進策事例について (事務局から事例集を説明)
8. 主な質疑応答・意見
 - (下水道管理費の見込み及び水洗化率に関する考察について)
質 疑
管理費計算条件の使用料単価が当初見込みの 1 5 0 円から 1 4 0 円に下がっているのはなぜか?
事務局
1 世帯当りの使用水量を 2 2 m³/月として計算した場合の 1 m³当りの単価が 1 4 0 円であり使用料を値下げしたということではない。
質 疑
職員人件費の 7 0 0 万円は 1 人当りの平均なのか?
事務局
平均ですが、現状の人件費より若干高く見積もっています。
質 疑
計画人口について見直しをしていますが、根拠資料はありますか?
事務局
国立社会保障人口問題研究所の推計データが根拠です。
質 疑

下水道法では供用開始区域においては3年以内に接続しなければならないとあるが、接続しなければどうなるのか？

事務局

下水道法上、接続義務はあるが、強制力はありませんので、罰則等の措置を取った自治体はありません。

質 疑

浄化槽と公共下水道の違いはどう説明するのか。

事務局

下水道はチッソ、リンなどの富栄養化物質を除去するので、地域の水環境が向上します。

質 疑

平成48年に使用料収入がピークを迎える計算になっていますが、平成48年で接続率が100%になっていると考えていいのか？

事務局

そうです。平成42年に工事が終了し、その6年後に100%になる試算をしています。

(他都市における下水道普及促進策事例集について)

質 疑

岩出市では個別訪問は実施していないのですか？

事務局

接続促進のチラシを個別にポストインは実施していますが、個別訪問はしていません。

質 疑

接続工事費用はいくらぐらいなのか。助成金額は今のままでいいのか？

事務局

去年度の実績ですが、

汲み取りからの改造費で最低16万円、最高68万円、平均41万7千円です。

単独浄化槽からの改造費で最低15万円、最高52万3千円、平均23万3千円です。

合併浄化槽からの改造費で最低7万2千円、最高39万6千円、平均15万3千円です。

岩出市の助成金制度は全国的にみても手厚い方であると考えております。

意 見

工事費を支払えるかどうかは、大きな問題だと考えるが、融資先の斡旋等の方策も考えていいのではないのでしょうか。

意 見

滞納者は工事しても助成金がもらえないということですが、つないでもらう、下水道の普及を促進するということから、滞納者にも助成しては？

意 見

私は商売をしています。市から補助金等を受ける際には納税証明の添付が必須となっており、滞納がある場合はもちろん1円も補助されません。それは当然のことではないのでしょうか。又、促進の為に助成の条件を後から手厚くしてしまえば、不公平となりますので、助

成の条件は変えるべきではないと思います。

会 長

広報活動として今後、個別訪問などでどういう PR をしていくのか次回に案を出してもらいたい。

意 見

現状の人員体制では、個別訪問は難しいのではないのか。自治会などの力を借りてはどうか？

下水道の普及が進めば水環境が向上するということですが、実際の事例があれば次回に出してほしい。

質 疑

下水道管理費の見込みですが、平成 4 8 年頃に償還のピークを迎え、平成 7 2 年頃にはほとんど償還がなくなっているようになっているが、負担を減らすために平準化をしてはどうか。

事務局

ご覧になっていただいているグラフはあくまで予測になっておりますので、実際はより低利なものへの借り換えや繰り上げ償還などにより起債残高の減少に取り組んでいきます。

質 疑

国の動向により一時期 2 2 年、2 3 年頃、建設投資額が下がったということですが、それによって計画が遅れているということでしょうか。

事務局

当初の計画に比べ遅れています。

意 見

現状、管理費に対して使用料収入の割合が 2 5 % 程度ということですが、経営の観点からは、使用料の見直しはしなくてよいのか？このことは答申にいれなくてよいのか？

また消費税についてはどうするのか？

会 長

使用料の見直しについては、供用開始から 5 年ほどであり、今後、5 年、1 0 年様子を見て議論していったらどうでしょうか。消費税については性質上、値上げではなく変更という形になるのでは。

意 見

消費税は消費者が支払うものであり転嫁されるべきである。

事務局

総務省からの通達では、適正に転嫁するようとなっております。

意 見

消費税については早急に決めずに、もっと議論しませんか。

会 長

普及促進については、ソフト事業面の充実を図り市民の方に PR していくことが大事ではないかと思います。次回では、具体的にどのように広報活動をするのか、経済的な負担を増や

さないようにどのような活動をすればいいのか、また消費税率の変更についての対応を議論したいと思います。

9. 次回日程

10月末か11月初めの時期で時間は同じく13時30分で、事務局で調整して連絡をしてください。